

8.8 廃棄物

8.8.1 調査事項

調査事項は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表8.8-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・ 再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行わない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・ 既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。 ・ 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・ 仮設材(山留め、覆工板等)はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。 ・ 資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。 ・ 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・ 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。 ・ 工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月)の目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努める計画としている。

8.8.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.8.3 調査手法

調査手法は、表 8.8-2 に示すとおりである。

表8.8-2 調査手法

調査事項	施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	
調査時点	工事の施行中とした。	
調査期間	ミティゲーションの実施状況	
調査地点		工事中の適宜とした。
調査手法		計画地とした。
		現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.8.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.8-3(1) 及び(2) に示すとおりである。廃棄物に関する苦情は、平成 30 年 3 月までになかった。

表8.8-3(1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。	伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討している。その状況については、引き続き確認し、今後のフォローアップ報告書において報告する。
・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。	建設発生土の一部は、外構部等の埋戻し土に利用したほか、受入基準を満足していることを確認の上、建設発生土再利用施設へ搬出している。(写真8.8-1)
・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。	建設汚泥は、計画地内で露天乾燥し減量化した上で、再資源化施設へ搬出している。
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。	解体工事に当たっては、分別解体を行うとともに、廃棄物の種類別に再資源化施設へ搬出した。(写真8.8-2)
・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。	場内に建設廃棄物の種類別の分別コンテナを設置している。(写真8.8-3)
・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。	再利用できない建設廃棄物は、マニフェストに基づき処理・処分を行っている。解体工事に伴うアスベストは、他の建設廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行った。(写真8.8-4)
・既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。	苑内のモミジ、サクラ、エノキ、クヌギ等約50本については、4～6月にはらっぱ広場、サクラドレッサージュ、放牧場等外構部へ移植を行ったほか、場外への移植も行った。また、プランター用樹木として、7月にサルスベリ等約10本を移植した。(写真8.8-5～写真8.8-8)
・建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。	廃棄物量を低減するような施工計画を検討している。その状況については、引き続き確認し、今後のフォローアップ報告書において報告する。
・仮設材(山留め、覆工板等)はリース品を採用し廃棄物の縮減を図る。	山留鋼材、覆工板は、リース品を採用し廃棄物の発生量を縮減している。
・資材梱包の簡易化を図り廃棄物の縮減を図る。	資材梱包の簡易化を検討している。その状況については、引き続き確認し、今後のフォローアップ報告書において報告する。

表8.8-3(2) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 	<p>工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。 	<p>工事の実施に当たっては、高炉セメントをレベルコンクリートに使用している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月）の目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努める計画としている。 	<p>朝礼での全体講習会により、廃棄物の更なる発生抑制の指導を徹底し、廃棄物の低減化に努めている。（写真8.8-9）</p>



写真 8.8-1 建設発生土埋戻し



写真 8.8-2 分別解体工事



写真 8.8-3 分別コンテナ



写真 8.8-4 アスベスト保管状況



写真 8.8-5 モミジの移植状況



写真 8.8-6 クヌギの移植状況



写真 8.8-7 移植後のモミジ



写真 8.8-8 移植後のクヌギ



写真 8.8-9 全体講習会